

江東区立深川第五学校いじめ防止基本方針

いじめ防止対策推進法第 13 条に基づき、本校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定める。

※ いじめの定義（いじめ防止対策推進法第 2 条）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

1 いじめ防止等の基本的な考え方

(1) いじめに対する基本認識

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであり、人として決して許されない行為であるという、いじめに対する認識を全教職員で共有する。いじめ防止対策推進法第 4 条では、「児童等は、いじめを行ってはならない。」（いじめの禁止）と規定されている。

また、「いじめは、どの学校・学級でも起こりうるものであり、いじめ問題に全く無関係ですむ児童・生徒はいない」という共通認識に立ち、生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにするため、いじめ防止対策推進法第 8 条に基づき、いじめの未然防止・早期発見・早期対応に取り組む。

いじめを把握したら、何よりも被害者保護を最優先し、二次被害（不登校、自傷行為、仕返し行動など）を未然に防ぐため、いじめられている生徒の心情を理解し、一緒に解決を志向するとともに、傷ついた心のケアを行う。

(2) 学校及び学校の教職員の責務（いじめ防止対策推進法第 8 条）

学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの未然防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

2 いじめの防止等の対策のための組織

いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、校長、副校長、生活指導主任、教務主任、学年主任、養護教諭、スクールカウンセラー、保護者代表、地域代表による「深川第五中学校いじめ対策委員会」を設置して、同委員会を定期的及び必要に応じて開催し、本方針に基づく取組の実行、進捗状況の確認、定期的検証等を行う。

また、いじめ等が発見された場合は速やかに開催し、早期対応にあたる。

【深川第五中学校いじめ対策委員会の主な役割】

- (1) 学校のいじめ防止基本方針に基づく年間活動計画の作成・実行の中核的役割を担う。
- (2) いじめの相談・通報の窓口となる。
- (3) 年間3回、定例会議を開催し、現状の確認や対応の進捗状況等を確認する。
- (4) いじめの疑いのある場合には緊急会議を開催し、情報の共有や調査を実施し、いじめの認知を行う。また、今後の指導・援助の体制の構築、方針についての協議等を行う。
- (5) 学校のいじめ防止基本方針が学校の実情に即して適切に機能しているか否かについての点検を行い、PDCA サイクルで検証を行う役割を担う。

3 いじめの未然防止の取組

(1) わかる授業づくり……生徒一人一人が達成感や充実感をもてる、わかる授業の実践に努める。

具体的な取組内容【箇条書き】

- ・ こうとう学びスタンダード（ネクストステージ）の実践
- ・ 主体的、対話的で深い学びを実現する授業（グループ学習、生徒の主体的な取組等）の確立
- ・ 生徒同士が互いに良さを認め合える、互いに話し合い、学び合える授業の確立
- ・ 放課後学習教室の充実
- ・ 「個別最適な学び」と「協働的な学び」の充実

(2) 道徳教育の充実……「いじめを行ってはならない」「いじめは決して許されない」という認識を生徒がもてるように、教育活動全体を通じて指導する。

具体的な取組内容【箇条書き】

- ・ いじめ防止授業を年間3回実施
- ・ 考え、議論する道徳の計画的な実施
- ・ 全教科、学校行事等を通じた自他を認め合う指導
- ・ 学級活動の計画的な指導
- ・ 部活動を通しての指導

(3) 体験活動の充実……児童・生徒が主体的にいじめ未然防止に取り組んだり、他者とかかわりコミュニケーション能力を養う体験活動（ソーシャルスキル・トレーニング等）を、体系的・計画的に実施したりする。

具体的な取組内容【箇条書き】

- ・ 生徒会を中心とするいじめ未然防止運動の推進
- ・ コミュニケーション能力を養うソーシャルスキル・トレーニングの実施
- ・ パイオニア活動（クリーン作戦、幼稚園・小学校の運動会の手伝い、祭礼等の手伝い）の継続、発展を推進
- ・ 職場体験・保育体験の実施

(4) 学級経営の充実……学級活動に、互いのよさを見付けたり、考え方の違いに気付かせたりする活動を取り入れ、生徒の自己肯定感や自尊感情を育む。

具体的な取組内容【箇条書き】

- ・ 学級活動、総合的な学習の時間の際の話し合い活動や意見発表会を実施し、他者の尊重・自己肯定感・自尊感情の育成
- ・ 講話などを通して生命尊重の精神を培い、人権意識の向上

の使用方法や、インターネット・スマートフォンの使用状況等の現状把握に努め、生徒及び保護者に対する情報モラル教育や啓発活動を行う。

具体的な取組内容【箇条書き】

- ・ SNS学校ルールの策定
- ・ 携帯電話やスマートフォンなどの利用に関する講演会の実施
- ・ 教科指導での取組（社会科、技術・家庭科）
- ・ 情報モラル教室の実施
- ・ 生徒会による啓発活動

- (6) 「SOS の出し方に関する教育」の推進……生徒が不安や悩みを抱えたときに、適切に助けを求められるよう、生徒に対して繰り返し指導を行う。

具体的な取組内容【箇条書き】

- ・ 全学年でDVD教材を活用した「SOSの出し方に関する教育」の授業を年1回以上の実施
- ・ 朝礼等における校長講話や学級活動等による講話を年1回以上実施

- (7) いじめ防止に関する研修の実施……いじめの防止に関する研修を年間計画に位置付けて実施し、日々の観察の仕方、実際にいじめが起きた場合の具体的な対応方法など、いじめの防止に関する教職員の資質向上を図る。

具体的な取組内容【箇条書き】

- ・ 年度当初、全教員で生活指導連絡会を実施し、情報交換・情報共有
- ・ 生活指導部会、校内特別支援教育委員会で学年からの情報交換
- ・ 校内研修でいじめ防止に関する研修会を年3回実施

4 いじめの早期発見のための取組

- (1) アンケート調査の実施……いじめを早期に発見するために、年間3回（3回以上の数字を記入ください。）、生徒に対するアンケート調査を実施する。

具体的な取組内容【箇条書き】

- ・無記名による全校生徒を対象としてアンケートを実施
- ・学校評価を通じ保護者、地域からの情報・意見の収集
- ・教員による生徒理解の充実
- ・スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーとの定期的な情報交換

- (2) 教育相談の実施……定期的な教育相談期間を設けて、全生徒を対象とした教育相談を実施する。

具体的な取組内容【箇条書き】

- ・年3回のアンケート実施期間と連動して教育相談期間を設定
- ・アンケートを活用するとともに、養護教諭・スクールカウンセラーと連携して教育相談を実施
- ・スクールカウンセラーによる1年生全員との教育相談

- (3) 個人面談、家庭訪問、連絡帳等の活用……連絡帳等を活用して、生徒及び保護者との連絡を密にし、信頼関係を構築する。

具体的な取組内容【箇条書き】

- ・三者面談（教育相談）の実施
- ・デイリーライフ（生活記録ノート）の活用
- ・学級日誌の活用
- ・定期的な各教科のノート点検の活用
- ・各自タブレット端末の活用

5 いじめに対する早期対応

- (1) 教職員は、いじめに関する相談を受けた場合、またはいじめと思われる行為を見つけた場合は、速やかに管理職に報告する。
- (2) 校長は、速やかに学校いじめ対策委員会を臨時開催し、いじめの事実の有無の確認を行うための措置を講じる。
- (3) いじめの兆候やいじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、学校いじめ対策委員会が中心となって対応を協議し、いじめを受けた生徒・保護者に対する支援と、いじめを行った生徒等に対する指導とその保護者に対する助言を継続的に行い、いじめの解消（※）を目指す。

（※）①いじめに係る行為が止んでいること（少なくとも3ヶ月を目安）。

②被害者が心身の苦痛を受けていないこと。

- (4) 校長は、必要があると認めるときは、いじめを行った生徒について、いじめを受けた生徒が使用する教室以外の場所で学習を行わせる等、いじめられた生徒が安心して教育を受けるために必要な措置を講じる。
- (5) 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては警察署と連携して対処し、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに警察署に通報し、適切に援助を求める。

6 重大事態への対応

いじめ防止に関する教職員による校内研修等により、全ての教職員が、法に規定されている「重大事態」の定義を正しく理解する。

(1) 法に規定されている「重大事態」の定義

- ① いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
(児童・生徒が自殺を企図した場合等)
- ② いじめにより生徒が相当の期間（年間 30 日を目安とする）、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

(2) 重大事態への対応

- ① 学校は、重大事態が発生した場合、(生徒や保護者から「いじめにより重大な被害が生じた」という申立てがあったときその他の重大事態の疑いが生じた状況を含む。以下同じ。)、教育委員会へ事態発生について報告する。
- ② 学校は、重大事態が発生した場合、学校または学校の設置者において「いじめ問題調査委員会」を設置し、事実関係を明確にするための調査を実施する。なお、(1)②に定める重大事態については、学校に「いじめ問題調査委員会」を設置することを原則とする。
- ③ いじめを受けた生徒及びその保護者に対して適切に情報を提供する。
- ④ 学校が「いじめ問題調査委員会」を設置した場合、調査結果を教育委員会に報告する。
- ⑤ 学校の設置者は、「いじめ問題調査委員会」の調査結果を踏まえた調査結果を踏まえた必要な措置をとる。